



相続の手帖 HOME

ひろせ事務所通信 [ほおむ]



創刊のごあいさつ

事務所を開設してから早いもので、10年目になりました。

お世話になったお客さま、支えてくれたスタッフや周りの方々、そして司法書士という制度のお陰であると感謝しています。本当にありがとうございます！

10年という短い間でも社会は大きく変化しました。相続に関する事例を挙げると、ここ数年で家族信託（民事信託）という制度が急速に普及したことや、相続法（民法）が改正されたことなど、皆さまの身近なところでも変化が起こっています。

さて、この事務所通信を発行するにあたっては2つの想いがありました。

1つ目は「ご縁のあった皆さまのお役に立つ情報を届けたい」という想い。正しい情報を伝える専門家の役目です。役に立つ情報、新しい情報、誤解されがちな情報などを、早く、正確に、そしてわかりやすくお届けいたします。

2つ目は「ひろせ司法書士事務所を身近な存在だと感じていただきたい」という想い。

よく司法書士事務所は敷居が高いと言われますが誤解です。その原因の一つが、皆さまと司法書士との日頃の接点が少ないと感じます。

この事務所通信を通じて、私たちのことをもっと知っていただきたいと思います。ひろせ司法書士事務所は、私（廣瀬）以外にも多様なメンバーが揃ったいいチームです！何か気になることがあった時には、ぜひ私たちのことを思い出してください。きっと皆さまに安心をご提供できることだと思います。

代表／司法書士

廣瀬 修一

Hirose Shuichi

開業した時は33歳だった私も今や42歳後半です！

開業当時は「若いですね」と言われるのがちょっと嫌でしたが、最近では誰もそんなことは言ってくれなくなりました（笑）。これからも年輪を積み重ねるように少しずつ着実に成長する司法書士事務所でありたいと思います！

お盆の無料相談会

令和元年

8/13 火
8/14 水



普段なんとなく気になっている相続のこと・・・
ぜひこの機会にお話ししてみませんか？
よく分からぬ遺言や生前贈与、手続きがめんどうな預貯金の解約について・・・さまざまなお悩みに当事務所がお応えします。ご質問だけでも大丈夫ですのでお気軽にお越しください。
ご予約のお電話お待ちしております。

※予約受付時間 平日 9:00~17:00

予約電話 087 813 9913



場所：ひろせ司法書士事務所
(高松市木太町1288番地2)

時間：午前10時～午後4時

ホームページからもご予約できます！
お問合せフォームにて送信してください

www.officehirose.com

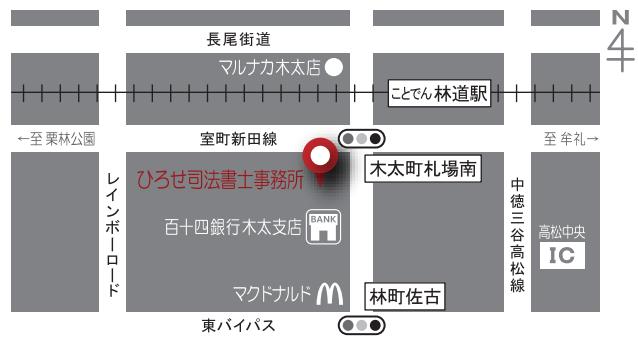
ひろせ司法書士事務所

【おかめはちもく】岡日八日



この言葉を聞いたとき、私はお面を想像したんですがみなさんはどうですか？意味は「当事者よりもはたから見ている第三者の方が事態を正確に判断できるということ」です。元々は囲碁でそばで見ている人のほうが八手先の良い目が見えるということだそうです。調べてみて、司法書士の仕事みたいだなあと感じました。相続や介護など、いずれはご自身も関係することです。いろいろ悩みや疑問に感じていることがあったら、自分一人で悩まずに周りの意見を聞いてみてはどうでしょう。私たちはそのようなお手伝いができると思っています。

[橋本]



P 事務所の前に駐車場あります

法改正 ご存じですか？～あなたの看護が報われます～

7月1日に相続に関する法律が一部改正されました。

実際に約40年振りの大改正で、社会情勢の変化などを反映し、考え方から大きく変わる点も有り、知識を更新していくのが大変です。今回改正された法律を調べていて感じたのは、相続に関するルールは、生活にとても身近なもので、法律の専門家だけが知っていれば良いものではないということです。そこで、紙幅の関係から簡単な説明になってしまいますが、今回の改正の中で、覚えておいていただきたい点についてご紹介します。

これまで、相続人ではない親族が、亡くなった方の介護等の看護を献身的に行っていても、十分に報われない現状がありました。典型的な例だと、親よりも先に亡くなった息子のお嫁さんが義理の親を献身的に介護していたけれど、義理の親が亡くなった時、相続人には当たらないので遺産が受け取れずに困窮してしまうケースです。

このお嫁さんの行った介護は、相続人である息子さんが生きていれば、親への息子さんの貢献として評価され得るものですし、亡くなった方に相続人が一人もいない場合にも『特別縁故者』という制度で遺産が貰える可能性があり、亡くなった方に対して同じように貢献しているのに、その他の条件次第で全く違う結果となり、不公平感が拭えませんでした。

そこで、そのような方の働きに報いることができるよう今回『特別寄与料』という制度が新設され、亡くなった方に対して無償で介護等のお世話をした親族の方が、亡くなった方の相続人に対し『特別寄与料』を請求できるようになりました。特別寄与料の金額は、相続人と話し合って決めますが、話し合いがまとまなければ、家庭裁判所に請求して金額を決めて貰うことができるので、泣き寝入りせずに済みます。

なお、看護を行ったのが今回の法改正前でも、被相続人の方が亡くなったのが改正後であればこの制度が適用されます。ただし対象となる方は、亡くなった方の親族に限られます。例えば、事実婚の関係にあるパートナーの方等は親族に含まれませんので、そのような方に遺産を残したい場合や、自分が居なくなった後で親族が揉めるのを避けたい場合には、やはり遺言を書いて、自らの意思をしっかりと伝えておくことが大切になってきます。 [衛藤]

STAFF



大西 由香利

Ohnishi Yukari

子供の小学校入学と同時に働き始め、気付けば子供は中学3年生。私は今年勤続9年目になります。司法書士業務に携わることになり今は不動産登記・相続を中心に担当しています。仕事でもそうですが、気になること・わからなくて不安なことは、誰かに相談すると解決できたり、気持ちがスッキリします。そんな皆さんのお声に応えられたらと思っています。



衛藤 和彦

Eto Kazuhiko

司法書士試験の合格者で、一人前の司法書士を目指して修業中です。この事務所で働き始めたのが昨年の10月なのでまだまだ経験は浅いのですが、古い戸籍の調査を幾つか担当ってきて、明治や大正時代の文字を読み解く力がついてきたと感じています。もし、判読不能な戸籍等がございましたら、是非ご相談ください！



前堀 亜希子

Maebori Akiko

入社5年目。中学生になる子どもの子育てをしながら働いています。成年後見業務を担当しております。少子高齢化が進む中今後さらにこの分野が重要になってくると感じています。仕事を通じて、自分自身もいろんなことを学びながら、困っている皆さまのお役に立てるよう頑張っていきたいと思っています。



橋本 江利子

Hashimoto Eriko

昨年の5月に入社して、1年が過ぎました。不動産登記・相続の担当をしています。初めは戸籍の見方もわからず大変でしたが、今は戸籍を見ていると人生の壮大なドラマを見させてもらっているような感じがします。少しでもそのお手伝いできるよう頑張ります。今の私の心配は子供達の夏休みの宿題が終わらず、泣いているのが目に浮かぶことです。



「事務所通信を発行してみてはどうでしょう？」ある日のミーティングでの一人のスタッフの一言からこの企画は始まりました。いざ取り掛かってみると思った以上に大変でしたが、なんとかなるものですね！次号は秋かな？冬かな？まだまだ「月刊」とはいきませんがこれからも皆さまのお役に立つ情報をお届けしていきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

発行元

ひろせ司法書士事務所

事務所所在地：香川県高松市木太町1288番地2

TEL 087-813-9913

ホームページ：<https://www.officehirose.com>

メールアドレス：info@officehirose.com